

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

地方におけるニュービジネスの創出・育成は、地域経済の活性化に加え、地域への魅力的な雇用の場の提供につながるため、産・学・官との相互連携でニュービジネスの成長を支援し、地域経済の振興や社会的課題解決につなげるさまざまな取り組みを進めています。

また、地域の社会的課題の一つである事業承継についても、承継コンサルティングチーム、M&A チーム、投資専門子会社の相互連携により、専門性を高め、更なる機能向上を図ってまいります。

b. IT 実装支援

地域やお客さまの経営課題をデジタルの視点から解決していく「IT ビジネスサポート」を中心に、行内のデジタル化で得たノウハウなどを積極的に提供するとともに、さまざまな外部企業と連携しながら、地域社会のデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進していきます。

c. 専門人材マッチング

人材獲得競争激化への対応や生産性向上など、お客さまを取り巻く環境の変化を踏まえ、人材紹介事業に加えて、人事制度構築や人材育成支援などを行う人事コンサルティングサービスを実施しています。制度面の整備だけでなく、管理職・次世代リーダー向け研修など運用面の強化にも対応し、多様な外部連携先と協業する体制を構築することで、長期的な伴走支援を通じて、企業の組織変革と成長を力強く後押ししていきます。

d. グリーン化の取組

地域の脱炭素化を進めるには、地域住民、企業、自治体など、さまざまなステークホルダーと連携し、脱炭素化を地域全体の取り組みへと広げることが重要です。「脱炭素先行地域」の取り組みに向けた自治体との連携や、サプライチェーンの脱炭素化に向けた産官金連携を展開しております。また CO2 排出量管理ツールの提供やコンサルティング、サステナブルファイナンスの実施により、脱炭素化の伴走支援に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

当行は、「『三方よし』で地域を幸せにする」とのパーカス（存在意義）のもと、伝統ある近江商人の商人道徳である「三方よし」の精神を継承した行は「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」を活動の原点とし、経営理念に掲げた「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」の実現に努めることを通じて、企業価値の向上に取り組みます。これからも、当行はさまざまなパートナーシップを活用し、ステークホルダーの皆さまとの「共存共栄」を実現してまいります。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 滋賀銀行

取締役頭取 久保田 真也